

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
児童福祉法第21条の5の23	指定障害児事業者等（指定障害児通所支援事業者に限る。）への勧告、命令等	障がい福祉課

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。